

12月は地球温暖化防止月間

今年の冬はウォームシェアであつたまろう！

冬は暖房機器の使用により、CO<sub>2</sub>が多く発生する季節です。

「ウォームシェア」は、それぞれが暖房機器を使うのではなく、みんなが集まることで暖かさを共有しようというものです。

ひとつの部屋、場所に集まればエネルギーを節約でき、地球温暖化防止にもつながります。家族や仲間とウォームシェアをしながら、家庭でのエネルギー利用について考えてみましょう。

暮らしの中でできる衣・食・住の小さな取組み

過剰な暖房を抑え、室温20℃でも快適に過ごせる環境にやさしい生活を送いませんか。無理のない範囲で、長く続けられるちょっとした工夫を紹介します。

**衣**

- ・保温性に優れたインナーウェアを着用する。
- ・室内でもカーディガンやセーターなど、一枚多く羽織る。
- ・ストールなどで、こまめに体温調節をする。

**食**

- ・朝食をしっかり摂って、1日のエネルギーをチャージする。
- ・根菜類、しょうがなど体をあたためる食材を取り入れる。
- ・みんなで鍋を囲み、部屋や体をあたためる。

**住**

- ・カーテンを厚手にしたり、断熱シートを窓に貼るなどの工夫をする。
- ・省エネ加湿器やお湯の入ったやかんなどで加湿して体感温度を上げる。
- ・湯たんぽやカイロなどを活用する。

冬も引き続き節電を心がけましょう

冬は夏と違い、朝から夜にかけて長く電力需要のピークが続きます。特に家庭での使用が増える19時頃は、暖房機器や照明、冷蔵庫などの消費電力の比率が高くなりますので、これらの機器を中心に、健康に影響のない範囲での節電を心がけましょう。

\*家庭での使用電力量を測れる「ワットアワーメーター」の貸出しを行っています。貸出方法など詳しいことについては環境保全課まで。

問 環境保全課 (☎65-6513)



12月1日から  
除雪体制スタート

市では、地区ごとに除雪対策本部を設置し、幹線市道、バス路線、通勤通学・生活重要路線等を中心に地域特性に応じた除雪を行います。また、除雪路線以外の地区内にある生活道路等は、地域の皆さんで除雪していただきますよう、ご協力をお願いします。

除雪作業にご協力ください！

①路上駐車をしなさい！

除雪車が通れないことがあります。また、接触事故の原因になります。

②スノーポールをさわらないで！

道幅や危険箇所の目印として赤く塗った竹や紅白のポールを道路脇に設置していますので、さわらないでください。

③溝ぶたを開けたままにしなさい！

側溝に排雪した後、溝ぶたが開けたままになっていることがあります。事故の原因になりますので、きちんと閉めてください。

④道路上の鉄板撤去を！

段差解消などで、道路に設置している鉄板は、除雪車がはね上げる危険がありますので、道路上から撤去してください。

⑤玄関前は各家庭で除雪を！

除雪車が通った後、宅地などの出入り口を塞いでしまうことがあります。その



場合は、各家庭で再度除雪をしていただくよう、ご協力をお願いします。

⑥木の枝の処置を！

雪が降ると雪の重みで、竹や木の枝が道路上に倒れる危険性があります。所有されている人は雪が降る前に処置をお願いします。

⑦道路に雪を投げ捨てないで！

道路への雪の投げ捨ては、事故や凍結の原因になりますので絶対にしないでください。

⑧走行中の除雪車には注意を！

走行中・作業中とも危険ですので、除雪車には絶対近づかないでください。

⑨消防水利の確保を！

消火栓や防火水槽は、火災発生時に非常に重要な消防水利施設です。地域の皆さんで除雪にご協力をお願いします。また、消防水利施設への雪の集積は絶対にしないでください。

【問合せ】	各地区除雪対策本部	担当課
長浜地区	(☎65-5988)	道路河川課 (☎65-6531)
浅井地区	(☎74-3020支所代表)	地域振興課 (☎74-4350)
びわ地区	(☎72-3221支所代表)	地域振興課 (☎72-5252)
虎姫地区	(☎73-3001支所代表)	地域振興課 (☎73-4853)
湖北地区	(☎78-1001支所代表)	地域振興課 (☎78-8300)
高月地区	(☎85-3111支所代表)	地域振興課 (☎85-3112)
木之本地区	(☎82-4111北部振興局代表)	建設課 (☎82-5904)
余呉地区	(☎86-3221支所代表)	地域振興課 (☎86-3222)
西浅井地区	(☎89-1121支所代表)	地域振興課 (☎89-1122)

高齢者・しょうがい者世帯の  
皆さんへ

屋根雪下ろしの費用を補助します

お住まいの家屋の屋根の雪下ろしが困難な高齢者世帯等を対象に、個人または業者に委託した費用に対して補助します。

- 【対象】 所得税非課税の世帯で親族の支援や経済的援助が受けられない次のいずれかの人
- ①65歳以上の高齢者のみの世帯
  - ②身体障害者手帳（内部2級、平衡機能3級、肢体不自由4級、視覚4級以上）、療育手帳重度または精神障害者保健福祉手帳1級を所持している人のみの世帯
  - ③②に該当する人と同居している人すべてが65歳以上の世帯

【対象経費】 屋根の雪下ろしにかかる費用

【補助上限額】 1万円/回（支払額が1万円を下回る場合はその額）  
※屋根の雪下ろしに伴う作業で、雪量が多いため、重機（バケットの付いたもの）を使用する必要があった場合、補助上限額を1万円引き上げます。

【補助回数】 3回まで ただし、余呉地域は5回、上草野・杉野・高時地区、西浅井地域は4回  
※特に降雪が多い場合は、上限回数を別に定めます。

【締切】 3月29日（金）

問 高齢福祉介護課 (☎65-7789) しょうがい福祉課 (☎65-6518) 北部振興局・各支所福祉生活課

